

TISA 倫理ガイドライン

1. スクールの信頼性

- 1.1. TISAに属するスクール（以下、スクールという。）は、いかなる人、他の学校、組織または一般公共団体との間に結んだ規約および契約を遵守する。
- 1.2. スクールは、その業務状況、または他のTISAメンバー校の業務状況に関して、誤解を招く、あるいは不明瞭な言及を行わないよう、細心の注意を払う。
- 1.3. スクールは、守秘義務についての一般的な慣習を尊重し、その上で必要であると判断される場合のみ、そのスクール従業員との情報共有を行う。
- 1.4. TISA会議に出席する各スクールの代表責任者は、それぞれのスクールの従業員が、ここに合意された倫理ガイドラインについて適切に理解するよう努める責任がある。

2. 採用慣行

- 2.1. スクールまたはその従業員は、別のTISAメンバー校の従業員に自らのスクールでの就労を受け入れるよう促したり、勧誘したりしてはならない。
- 2.2. 現在の雇用主に通知することなく、現在雇用されているスクール以外のスクールを訪問し、雇用を検討することは、従業員の権利として尊重される。
- 2.3. 正式な面接が予定される前に、将来の雇用主は、一般的礼儀の範疇において、当該従業員が現在勤務するスクールの校長に連絡する。
- 2.4. スクールは、従業員に対し、現在の雇用契約に違反させるような契約を申し入れるべきではない。

3. 生徒の入学および転入

- 3.1. 他のメンバー校に在籍している生徒に対し、自らのスクールへ転校させるような試みを故意に行ってはならない。
- 3.2. 生徒とその保護者は、現在通っているスクールに通知することなく、他のスクールを訪問し、入学を検討、および入学を申請する権利がある。また、TISAメンバー校は、その生徒が在籍するスクールに通知することなく、そのような保護者と事前協議を行う権利がある。
- 3.3. TISAメンバー校に在籍する生徒が、別のメンバー校への転校を希望し、受け入れ側のスクールがその生徒の入学を希望している場合、その生徒のご家庭での児童保護に関する問題がないこと、また未払いの支払い等がないことを、送り出す側のスクールに確認後、入学申込手続きを完了させる。
- 3.4. 生徒の学習の継続性の観点から、年度内の転校については、両メンバー校の校長間の事前の協議なしには認められない。